

Subject:【情報提供】労働安全衛生規則第 592 条の8等で定める有害性等の掲示内容について

関係事業者団体の皆様

(BCC にてお送りしております。)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の加藤と申します。

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）により、一人親方等に対する保護措置が義務付けられ、その中で有害物の有害性等に関する掲示内容の見直しを行ったところですが、

有害物ごとに掲示すべき内容については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 4 年 4 月 15 日付け基発 0415 第 1 号）の第 3 の 1（4）イ（ア）において別途示すこととしておりました。

今般、当該内容等について、以下の通知にてお示しいたしましたので、情報提供させていただきます。

なお、「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、今後、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定としております。

○労働安全衛生規則第 592 条の 8 等で定める有害性等の掲示内容について（令和 5 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 32 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080990.pdf>

上記通達は以下の HP に掲載しておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

○厚労省 HP：一人親方等の安全衛生対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_0004.html

お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願いいたします。

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

化学物質対策課

加藤 優奈（かとう ゆうな）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

TEL：03-5253-1111（内線 5514）03-3502-6756

Email：katou-yuuna@mhlw.go.jp
